

(別紙第5)

強毒性インフルエンザ等発生時の業務の分類

	民事	刑事	総務	人事	会計	検察審査会
発生時継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の受付に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務 ・新型インフルエンザに関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務 ・感染防止対策業務 ・人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務 ・利用者からの問い合わせへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・強化・拡充業務 ・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、管理事務等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・身柄に関する保管金の受入 ・インフルエンザ対策及び継続業務を行うための設備修繕、物品調達 ・郵便発送事務 ・庁舎管理事務 ・守衛業務 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務 					
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位業務に必要な出納事務 ・第1順位業務を行うための設備修繕、物品調達 ・保管物事務 ・給与事務 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務 					
発生時継続業務以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判部の業務を継続するために必要な任用関係及び服務関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2順位業務に必要な出納事務 ・第2順位業務を行うための設備修繕、物品調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・検察審査会事務
			<ul style="list-style-type: none"> ・上記いずれにも該当しない総務事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記いずれにも該当しない人事事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の会計事務 	
第3順位						